

平成〇年（わ）第〇号 過失運転致死傷被告事件
被告人 ○ ○ ○ ○

事実又は法律の適用についての意見書

平成〇年〇月〇日

被害者参加人代理人 弁護士 丹 羽 洋 典

第1 過失が著しく重大であること

まず、被告人が走行していた道路は、名古屋市を東西に結ぶ主要道路である、通称「〇」と呼ばれ、交通量の非常に多い片側三車線の道路でした。

また、本件事故現場交差点は、繁華街である地下鉄〇駅からすぐ近くに位置し、事故発生時間も平日の午後〇頃であり、自動車のみならず、仕事や学校などから帰路を急ぐ歩行者や自転車などの通行も特に多い時間帯で、薄暗くなる夕方ということもあり、自動車を運転するものにとっては、特に注意を要する時間帯でした。

被告人自身も道が渋滞していたと述べています。

にもかかわらず、被告人は、赤色信号を無視し、何ら減速措置を講じることなく、時速50キロメートルもの速度で青色信号を示していた横断歩道に突っ込み、〇さんが運転する自転車を跳ね飛ばしました。

2 被告人は、公判廷において、赤色信号無視をした理由として、「交差点に差し掛かる手前50メートルか70メートル手前の地点で考え事をしていて、信号機が赤であることを確認しませんでした。」と供述しました。

また、被告人は、停止線を越えた地点で、被告人から見て出口側にあたる交差点の西側の横断歩道上を、青色信号にしたがって横断する〇さんの自転車を見て、初めて危険を感じたとも話しました。

被告人は、対面信号が赤色に変わってから少なくとも18秒後に停止線を通過したと考えられますが、時速50キロメートルで18秒間進む距離は250メートルにも及びます。

そしてこの間、被告人の対面信号は、青色から黄色そして赤色、その後右折矢印信号が出て、再度黄色表示に変わり、再び赤色信号を表示します。

被告人から見て、対面信号の見通しを遮るものはなかったとのことで、被告人が18秒間で250メートルもの距離を走行するにあたり、このよう

に何度も対面信号は表示を変えていましたし、被告人の供述に従うのなら、被告人が考え事をしたのは、交差点手前50乃至70メートルの地点とのことです。考え事をする前から、被告人の対面信号の信号表示は何度も変わっていました。

そのため、被告人が対面信号の表示に気を留めることはできたはずで

す。また、通常の自動車の運転者なら、信号表示自体を見ていなかったとしても、本件のような渋滞をしていて、交通量の非常に多い道路や交差点でしたら、並走する自動車や、交差点を横断もしくは信号待ちをする歩行者等、多数の周辺の交通者の流れや雰囲気などから、対面信号が赤に変わっていることに気付けたはずで

す。にもかかわらず、考え事をしていたとして、赤色信号を確認せず、道路を横断する○さんらを見るに至って初めて危険を感じたとの被告人の主張自体、不自然極まりなく、急いでいたとの事情を考え合わせるなら、被告人が敢えて信号を無視した可能性を考えざるを得ません。

- 3 本心に被告人が「考え事をして信号機が赤であることを確認しなかった」のであるとしても、車を運転する者にとって、考え事をするのはいくらでもあるはずで

す。しかも、被告人には急がなければならない緊急の事情はなかったとのことです。

そのような理由をもって、18秒も前に赤に変わり、その後、何度も表示を変えた信号を見落とし、他の交通の流れを感じることもなく、漫然と赤色信号を無視したとしたなら、被告人は自動車どころか、自転車などの運転の際にも他人に危害を及ぼす危険を有する、最低限の注意力も有していない人間であると言わざるを得ません。

そもそも、真に急いでいたなら、一刻も早く進むために「早く信号が変わらないか」など、余計に信号表示に注意することが通常でしょうから、赤色信号を確認しなかった理由として被告人が挙げた事情もやはり不可解で

- 4 以上のとおり、被告人の注意義務違反の程度は、敢えて赤信号無視をしたと言われてもおかしくないほど極めて著しく、注意義務違反に至った理由も不自然かつ不可解であり、汲むべき特段の事情も同情すべき余地もありません。

本件事故当時、本件交差点の通行量は非常に多く、この時、横断歩道を渡っていたのが○さんらだけでなく、もっと大勢の人だったら、確実に犠牲者は増えており、より大惨事になっていたことは明らかです。

第2 結果が凄惨に過ぎること

1 被告人は、横断歩道を渡る○さんらに気付き、急ブレーキをかけたのですが、○さんに気付いたのは、衝突するわずか14.9メートルの地点であり、時速50キロメートルであれば、ほぼ空走距離の範囲ですから、被告人はほぼ時速50キロメートルのまま○さんに衝突したと考えられます。

しかも、両車両の付け合わせ状況からすれば、○さんの自転車の前部チャイルドシートに乗車していた○君にまともに衝突する形で、衝突地点から、○君を14.8メートル、○さんを10.1メートルもの距離を跳ね飛ばし、アスファルト路面上にそれぞれ叩きつけました。

そして、わずか生後10か月の○君を脳死状態に陥らせ、事故後40日後に死亡させ、○さんに、重度の言語障害や判断・認知能力等の低下、右半身の完全麻痺をもたらす脳挫傷等を負わせ、同じく同乗していた長女に打撲等の傷害を負わせました。

一方で、○さんは青色信号にしたがって横断歩道を自転車に乗って横断していただけであり、何らの落ち度はありません。

わずか10か月の○君を1歳の誕生日を迎えることなく死亡させ、落ち度のない○さんに、身体障害者1級に該当し一生車いす生活で全面的な介護を要する、重度の身体及び精神の障害を負わせ、また、長女にも打撲傷を負わせており、被害者1名を死亡、傷害を負った2名のうちの1名には一生介護を要する程度の重度の傷害を負わせたとの結果はあまりに凄惨に過ぎます。

2 被告人がもたらした凄惨な結果は、直接の被害者だけに及ぶものではありません。

○さんや、夫の○さんや長女、親族からは、周りの人すべてを幸せにし、誰からも愛され皆が溺愛し、大切に育ててきた長男である○君を奪いました。

○さんからは、優しく美しく頑張り屋であり笑い上戸で、常に○さんのことを最優先にしてくれていた以前の○さんを奪い、一生○さんの介護に尽くすことを余儀なくされ、それまで積み上げてきた社会人としてのキャリアも失わせました。

8歳の長女からは、何でもできる綺麗で自慢の母を奪ったうえ、その目前で溺愛していた弟と、大好きだった母が瀕死の状態に陥るのを目の当たりにし、純心爛漫であった心に、一生残る深く暗い傷を負わせました。

年老いた○さんの母も、長年住み慣れた○県の実家から離れ、知り合いもない名古屋で、毎日○さんの介護や長女の世話に明け暮れ、孫に囲まれ穏やかに楽しく過ごすはずであった残りの余生を、○さんの介護者として過ごしていかなければなりません。

被告人は、○さんや○さんの家族や親族の幸せで希望に満ち溢れた日常を一瞬にして奪い取り、絶望と不幸のどん底に叩き落したのです。

第3 事故後の被告人の態度の悪質性と反省の意思が皆無であること

- 1 (1) 被告人は、事故直後こそ、捜査機関に対し、赤信号を見落としたこと、○さんが交差点出口側の歩道上から横断歩道を渡ろうとしたことを認めたものの、その後、交差点手前で対面信号が黄色だったことを確認し、被告人が東側の横断歩道を超えたあたりで、○さんの自転車が、南東側の歩道上から北西に向けて交差点を斜めに横断し、西側の横断歩道上で衝突したと供述を変え、その供述に沿うような形で、平成○年○月○日に実況見分まで実施されました。

しかし、被告人の変遷後の供述やこの時作成された実況見分調書によると、南西側歩道上から出てきた○さんの自転車が、13.5メートルもの距離を、時速50キロメートルで走行する被告人の自動車と西方向に並走した後に衝突したことになり、○さんの自転車も時速50キロ近い速度で進行しなければ衝突しない、到底ありえない事故態様になります。

また、特段急いでもおらず、子供二人を乗せた自転車が、交通量の非常に多い交差点を、信号無視をして斜めに横断することも常識的に考えてあり得ません。

さらに、目撃者も多数いて、事故当初から被告人が赤信号を無視したと主張しており、被告人もそのことを知っていました。

- (2) 被告人は、そのような不合理な弁解を、捜査機関のみならず、○さんやその親族の前でも繰り返し説明しました。

○さんの前で説明した際には、わざわざ○さんが南東側の交差点から北西に向けて斜めに横断してきた地図まで作成し、これを○さんに提示して、はっきりと、自分が黄色信号だったこと、○さんが赤信号無視をして南東側の横断歩道から斜めに横断してきたこと、加えて、自分が交差点に入ってきた後に、両側から追い越した車があり、その1台が白いミニクーパーであったと具体的に説明しました。

○さんや代理人弁護士は、被告人に対し、何度もその説明がおかしいことや目撃者がいることを説明しましたが、被告人は頑なに自分が記憶していることを正しく話していると主張しました。

当時○さんは、○君を亡くし、仕事の傍ら毎日○さんの見舞いと看護を続け、自らも心身の調子を崩すという過酷な環境に置かれていたにもかかわらず、被告人はその目前で、自分は黄色信号で悪くないと主張し、斜めに横断してきたとして○さんに責任を擦り付けたのです。

さらに、自分の供述の信用性を高めるために、交差点内で白い○に追い越されたなどと、具体的かつ詳細な事実を述べてさえます。

また、捜査機関に対し、事故後から一貫して同じ話をしていると明らかな嘘もつきました。

被告人の言動は、自らの保身と責任逃れのために、心身ともに弱り果てた○さんに追い打ちをかける、非人間的な非道な行為以外の何物でもありません。

(3) 被告人は、この公判直前の平成○年○月○日になり、事故直後に話していた内容に再度供述を変遷させ、起訴事実を認めるに至りましたが、その理由は、目撃者の供述内容が詳細で具体的だったからと話しています。

つまり、被告人は、目撃者がいなければ、いたとしても供述が具体的でなければ、この公判廷でも、自分が黄色信号で、○さんが斜めに横断してきたとの虚偽の主張をし続けていたに違いありません。

結局被告人は、目撃者証言が具体的であり、言い逃れができないことを悟り、これも自己保身のために、認めに転じたとしか考えられません。

また、これまで否認を続けてきた理由も、自分の言い分に沿う目撃者もいると言われて、自分の記憶が正しいと思ったからと、あくまでも他人のせいにしていきます。

2 前科・前歴

被告人には、立て続けに3度も人身事故を起こし、そのうち1件は罰金刑に処されており、免許停止処分も受けています。

このように3件も人身事故を起こし、罰金刑に処され、免許停止処分まで下されていれば、自己の運転態度を反省し、これまで以上に気を付けて自動車を運転することが通常であるにもかかわらず、被告人は、信号を確認するという自動車の運転者としての最も基本的なルールさえ守れず、本件事故を起こしました。

もし、前回の人身事故で罰金刑ではなく、より重い処罰が下され、被告人が真摯に反省し、基本的なルールを順守して注意して車を運転していれば、○君と○さんは今日も元気に笑いあっていたかもしれないと思うと、悔やんでも悔やみきれません。

3 その他被告人が真摯に反省していない事実

(1) 被告人は、謝罪の手紙を書いたとしてこの公判にも証拠として提出していますが、自らが命を奪った○君の漢字を何度も誤っており、前回の公判で指摘を受けるまでその間違いに気づいていませんでした。

謝罪文で相手の字を間違えないようにすることは、人として最低限基本的な常識であるにもかかわらず、このような誤りを繰り返したのは、被

告人の謝罪意思が真摯なものではなく、あくまでも自己の保身のためだけになされた形だけのものであることを如実に示しています。

- (2) また、被告人が仕事を始めた平成〇年〇月〇日時点で、被告人はうつ状態ではなかったにもかかわらず、その後弁護人が作成した手紙には、「早瀬は深く反省するあまり満身に食事がとれず、重度のうつ状態にあります。」などと虚偽の事実を記載してまで、被告人が反省していることを示し、遺族らの同情を利用し、謝罪を受け入れてもらおうと画策しました。
 - (3) 被告人は事故現場に献花をし、反省の情を示しているとしながら、花を買った領収証をすべてとっておき、献花をした日をわざわざ別のカレンダーに記載し、この公判に証拠として提出しています。
 - (4) 以上のとおり、被告人の反省を示す態度は、自ら真摯な意思でなされたものとは到底いいがたく、あくまでもこの公判を自己の有利に進めようとする保身のためだけになされたとしか言いようがありません。
4. そもそも、反省とは自己が起こした罪の理由や原因を真摯に振り返り、しっかりと認識したうえで、二度と同じ過ちをしないよう、心に誓うことをいいます。

また、真摯な謝罪も、自らが犯した罪に真摯に向き合っこそ可能なことです。

しかし、先に述べてきたように、被告人の弁解は極めて不合理であり、あろうことか目撃者がいなければ、「黄色信号だった」、「〇さんが斜めに横断してきた」などと不合理な弁解をし続けたと考えられ、さらに、この公判廷でもいまだに、「交差点に入ったとき、両側の車線から追い越してきた車があったことは嘘ではない」などと、自分のほかにも2台も赤信号を無視した車があったなどと理解しがたい弁解を続けています。

このようなすべてを他人のせいにする態度から、被告人は、なぜこのような悲惨な事故を起こしたのかという、反省や謝罪の出発点になる真摯な自己分析自体が全くできていないと言わざるを得ません。

そして、過去3度も人身事故を起こしており、その都度、反省して、より注意をして自動車を運転するための契機が与えられていたにもかかわらず、運転者として最低限の注意さえ怠り今回の事故を起こしました。

このような被告人の自己を省みず保身ばかりを考え、人のせいにする態度からは、もはや社会内で更生することを期待することなど不可能です。

被告人には、施設で矯正教化を行い、自分の不注意で〇君の遺族を不幸のどん底に突き落とした事実に向かってしっかりと向き合い、他人のせいにせず自省する姿勢や、物事に十分注意する姿勢を身につけなければなりません。

さもなければ、被告人の著しい注意力の欠如と反省の無さにより、同じこ

とが繰り返され、○人目の犠牲者が生じるに違いありません。

第4 遺族らの処罰感情

先ほど遺族を代表して意見陳述を行った○さんから、被告人から幸せと希望に満ち溢れた日常を突如奪われ、不幸と絶望のどん底に叩き落された想像を絶する苦しみや筆舌に尽くしがたい悔しさから、被告人が憎くて仕方がない、自分と同じように、被告人からすべての希望を奪いとり、絶望を味あわせたい、との意見が述べられたとおり、遺族らの被告人に対する処罰感情は峻烈です。

このような感情は、大切なわが子をこの世から奪いさられ、最愛の妻から言葉と自由を奪った犯行内容に加えて、被告人のその後の遺族らを愚弄するかのような自己保身に終始する態度からしても、当然のものであります。

第5 求刑意見

以上の事実を勘案すれば、被害者参加人らは、被告人を少なくとも○年の刑に処すべきであると考えています。

以上です。